

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾瀬市長

市町村名 (市町村コード)	綾瀬市 (14218)
地域名 (地域内農業集落名)	上土棚地区 (-)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

畑地において、トマトなどを中心に多様な野菜が生産され、農協での共販や直売所などで販売されている。農地所有者は高齢化が見られるものの、後継者による生産のほか、市外からのアクセスもよいことから、市外の農業者や法人等が貸借により耕作している農地も多い。

一部の農地において、草刈り等の管理がされていない農地が存在し、虫の発生などにより隣接農地などに悪影響が出ていることなどが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・トマトなどを中心とした多様な野菜類の生産のほか、土地利用型の大豆、植木生産なども含めて適正な農地管理に取り組む。

・貸借意向農地などについては、地域の後継者や拡大意向者を中心に貸借を進めるほか、地域内の農業者で担い手が不足する場合には、地域外の農業者や法人等へ貸借していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業上の利用が行われる区域は、農振農用地区域内の農地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手への集積・集約化による農地管理を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の貸付意向時期に配慮し、農地バンクへの貸し付けを推進していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びＪＡと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じ、ＪＡで耕耘作業等の相談・実施及び小規模農家への農業用機械貸出等を行っていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦草刈り等の管理がされていない地域農地の適正な管理に努めていく。